

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 伶史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宫北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2025・12・10

商標の早期審査・早期審理 ガイドライン改訂 (特許庁)

特許庁は商標の早期審査・早期審理のガイドラインを改訂した。改訂は令和7年10月1日以降の出願から適用される。

2024年4月1日以降、「他人の氏名を含む商標」の登録要件が緩和され、一定の知名度を有する他人が存在せず、商標中の氏名と出願人との間に相当の関連性があり、かつ不正の目的が認められない場合には、他人の承諾を得なくても登録することができるようになった。「他人の氏名を含む商標」は、早期審査の対象外とされていたが、今回、これらの出願についても早期審査の対象に追加された。

令和7年10月1日以降の出願からは、他人の氏名を含む商標に係る出願も所定の要件を満たせば、早期審査の対象となる。

「木枯し紋次郎」の著作権侵害を認定 原作者の遺族が逆転勝訴 (知財高裁)

時代小説「木枯し紋次郎」の主人公を模したキャラクターのイラストを駄菓子容器に無断で描いたとして、原作者の遺族が菓子メーカーに損害賠償などを求めた訴訟の控訴審で、知財高裁は、請求を棄却した一審・東京地裁判決を取り消し、著作権侵害を認めて約5600万円の損害賠償などを命じた。

木枯し紋次郎は1971年に雑誌連載が開始さ



出典：令和5年(ワ)第70139号判決文

れ、翌1972年1月にテレビ化。後には映画化もされた。一方、問題となった駄菓子「紋次郎いか」は1972年6月に発売された。

原告は主人公である紋次郎について、①三度笠をかぶり、②通常より長い道中合羽、③口に長い竹の楊枝をくわえ、④長脇差を携えた姿、という部分で特定する旨を主張。

一審・東京地裁は、「典型的な渡世人スタイルの表現は、歴史的にありふれたもので創作性がない」として請求を棄却した。

これに対し、知財高裁は、「①～④の4つの特徴すべてを備えた人物が登場するドラマ等が存在していたとは認められず、イラストはテレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、イラストに接する者がテレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができるから、イラストはテレビ作品の紋次郎の画像の翻案であると認められる」と判断。一審判決を取り消し、被告の著作権(翻案権)侵害を認定した。

人気ゲーム『ウマ娘』特許侵害で 和解成立 (コナミとサイゲームズ)

人気ゲーム「ウマ娘 プリティーダービー」の特許権をめぐる、コナミデジタルエンタテインメントが、ゲーム開発を展開するCygames (サイゲームズ) に対して提起していた特許権侵害訴訟について、両社は和解したと発表した。訴訟の対象となった特許権に対してサイゲームズ側が行った無効審判請求についても和解したとしている。和解条件は非公表。

コナミは、サイゲームズのスマートフォンゲーム「ウマ娘 プリティーダービー」のゲームシステムとプログラムの一部が特許権を侵害しているとして、2023年3月、東京地裁に特許権侵害訴訟を提起し、約40億円の損害賠償を求めていた。これに対し、サイゲームズ側は訴訟の対象となった特許権18件すべてに関して無効審判請求をしていた。

解説

進歩性の判断 (易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所 令和6年 (行ケ)
第10081号 審決取消請求事件
令和7年9月29日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「愛玩動物マッチングシステム及び愛玩動物マッチング方法」とする特願2022-9740号(本願)の出願人である。特許庁の審査で拒絶査定を受けた原告は拒絶査定不服審判を請求したが(不服2023-12768号)、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下し、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

本件審決の理由の要点は、拒絶審決を受けた本願の請求項1記載の発明(本願発明)は、引用文献1(特開2021-9599号公報)に記載された発明(引用発明)に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項により特許を受けることができない、というものである。

原告は、「引用発明の認定の誤り」、「本願発明と引用発明の相違点の認定の誤り」を取消事由1、2、「容易想到性の判断の誤り」を取消事由3として主張したが、取消事由1、2にはいずれも理由がないとされた。

ここでは、容易想到性の判断について誤りはないとした判決部分を紹介する。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第3 理由

本願発明は以下の通りである。

【請求項1】

譲受人がインターネットを介して愛玩動物を閲覧する閲覧手段と、
譲受人が引き渡し場所(動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く)及び日時を予約する予約手段と、

引き渡し場所(動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く)までの愛玩動物の輸送を手配する輸送調整手段とを有し、

譲受人が指定した引き渡し場所(動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く)及び日時に基づいて、愛玩動物の健康診断を手配する健康診断調整手段をさらに備える

ことを特徴とする愛玩動物マッチングシステム。

下線部は、拒絶査定不服審判の手続の中の補正で特許出願人(審判請求人)が追加した記載である。

本件審決が認定した本願発明と引用発明との間の一致点、相違点は以下の通りである。

<一致点>

譲受人がインターネットを介して愛玩動物を閲覧する閲覧手段と、
譲受人が引き渡し場所を予約する予約手段と、
を有する、愛玩動物マッチングシステム。

<相違点1>

本願発明は、予約手段について、「引き渡し場所」が「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」ものであって、さらに「日時」も予約するのに対し、引用発明は、「引き渡し場所」が「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」ものではなく、「日時」を予約するものでもない点。

<相違点2>

本願発明は、「引き渡し場所(動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く)までの愛玩動物の輸送を手配する輸送調整手段」を有し、「譲受人が指定した引き渡し場所(動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く)及び日時に基づいて、愛玩動物の健康診断を手配する健康診断調整手段」をさらに備えるのに対し、引用発明は、上記輸送調整手段を有することや上記健康診断調整手段を備えることが特定されていない点。

(1) 予約手段における「引き渡し場所」についての容易想到性の判断の誤り(相違点1関係)について

原告は、引用発明において、引き渡し場所が「獣医師又は動物病院の少なくとも一方」となっていることは、引用発明の技術思想の根幹をなすものであり、引用発明の課題を解決するための必須の要件であるとした上で、引用発明の引き渡し場所を、「獣医師又は動物病院の少なくとも一方」から、動物病院及び獣医師が立ち会う場所以外の場所に変更す

ることは、引用発明の技術思想の根幹をなし、引用発明の課題を解決するための必須の要件を変更することとなり、引用発明の技術思想に反するものであるから、動機付けはなく、むしろ阻害要因があると主張する。

引用文献1は、発明が解決しようとする課題として、親親希望者は譲渡する動物を登録した動物病院までその動物を引き取りに行かねばならず、これがマッチングの成立を阻む要因となっていたことを挙げる(【0006】)ところ、上記要因の除去は、引き渡し場所を「譲渡する動物を登録した動物病院」以外の場所に変更することによっても可能であり、引用文献1において発明が解決しようとする課題として他に挙げているもの(【0006】、【0007】)も、引用発明における動物の引き渡し場所を動物病院又は獣医師が立ち会う場所に限定するものではなく、引用発明における動物の引き渡し場所が動物病院又は獣医師が立ち会う場所に限られるとは解されない。そうすると、引用発明における動物の引き渡し場所を、「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」場所とすることは、当業者であれば適宜し得た設計的事項にすぎない。

また、引用発明において、引き渡し場所を、特段限定のない引き渡し場所から、「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」引き渡し場所に変更することによって、システムの大きな設計変更が必要になるとは認められない。

そして、本願明細書等には、引き渡し場所から「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」ことによって得られる効果について何ら記載されておらず、本願発明において、引き渡し場所から「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」ものとした構成によって得られる効果が、当業者が予測することのできる範囲を超えた顕著なものであるとは認められない。

したがって、引用発明の、特段の限定のない引き渡し場所を、「動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く」場所に変更することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。そうすると、本件審決の、予約手段における「引き渡し場所」についての容易想到性の判断に誤りはない。

(2) 健康診断調整手段を備えることに関する容易想到性の判断の誤り(相違点2関係)について

原告は、本願発明は、引き渡し場所から動物病院及び獣医師が立ち会う場所が除かれているから、健康診断調整手段は、引き渡し場所以外の場所において行われる健康診断を手配するための手段であるとし、引用発明は、動物の引き渡し場所が動物病院又は獣医師が立ち会う場所に限られるとの前提の上で、引用発明においては、引き渡し時に健康診断等が行われるから、引き渡し場所以外の場所において行われる健康診断を手配するための手段である、健康診断調整手段を採用する動機付けがない旨主張する。

取消事由1に関して判断したとおり、引用発明において、動物の引き渡し場所は動物病院又は獣医師が立ち会う場所に限られない。

他方、引き渡し場所がどこであるかにかかわらず、愛玩動物の引き渡しにおいて、その動物の健康状態の把握は重要である。引用文献1は、動物のマッチングに獣医師又は動物病院が関与することを前提としており、【0026】は、引用文献1で説明する実施形態においては、健康診断及びワクチネーションを中心とした予防医療を提供したうえで新しい飼主に引き渡すことによって、適切な情報を新規飼主に伝達することが可能であること、昨今急速に普及している生体販売時の遺伝子病検査情報に対しても中長期的な獣医師の管理監督を受けることが可能となるとの記載があり、当業者は、引用文献1の記載からも、愛玩動物の引き渡しにおいて、動物の健康状態の把握が重要であると理解することができる。

このように、当業者が、愛玩動物の引き渡しにおいて、動物の健康状態の把握が重要であると理解することができるとすれば、引用発明に関し、譲受人が指定した引き渡し場所及び日時に基づいて、愛玩動物の健康診断を手配する健康診断調整手段をさらに備えるように構成すること、当業者が容易に想到し得るものであるといえる。

したがって、本件審決の、健康診断調整手段を備えることに関する容易想到性の判断に誤りはない。

第4 考察

特許出願の準備で先行技術調査を行っていても、予想もしていなかった先行技術文献が特許庁の審査で進歩性欠如の拒絶理由に引用されることがある。本件では、特許出願人は、引用文献に記載されていない事項を特許請求している発明の発明特定事項の中に取り込んで進歩性の存在を主張したが、この主張は認められず、進歩性欠如とした特許庁の判断が維持された。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。 以上

海賊版サイトへ配信サービス 米IT企業に5億円賠償命令

■東京地裁■

人気漫画を無断掲載する海賊版サイトに、大量のデータを配信するサービスを提供、著作権（出版権）を侵害したとして、大手出版社が米国のIT企業「クラウドフレア」を訴えた裁判で、東京地裁は、約5億円の賠償を命じた。集英社、小学館、講談社、KADOKAWAの4社が発表した。

訴状などによると、クラウドフレアは、人気漫画「ワンピース」や「進撃の巨人」などを無断で配信していた海賊版サイトの運営者に対し、大量のデータ配信を可能とするCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）サービスを提供していた。

一方、クラウドフレア側は、自社のサービスを提供しただけで、権利侵害の主体は海賊版サイトにあると反論していた。

東京地裁は、「サービスの提供は、海賊版サイトの運営者による著作権侵害のほう助行為に当たる」と指摘。そのうえで、「出版社側からの著作権侵害

通知を受けてサービスの提供を停止し、出版権の侵害を回避できたのに、これを怠った」として、クラウドフレアに約5億円の賠償を命じた。

賠償額は、出版社側が著作権侵害を主張した4作品に対するアクセス数の推計などから算定した。

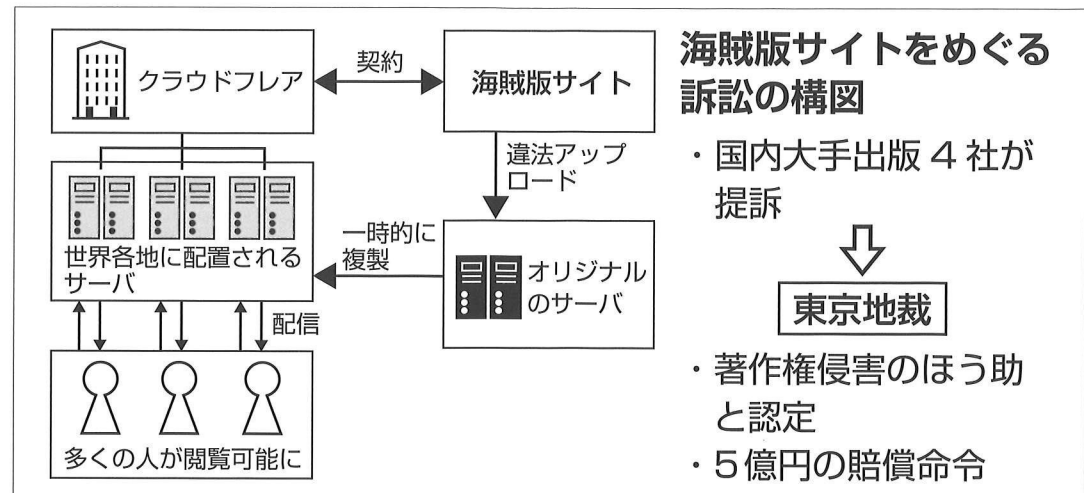
■海賊版サイトでの「ただ読み」被害額

年間8.5兆円と推計（対策団体調査）■

出版社や通信事業者などをつくる海賊版対策団体「ABJ」は、インターネット上に日本の漫画や小説を無断掲載している海賊版サイトへのアクセスによる「ただ読み」の被害額が推計で年8.5兆円に上るとの調査結果を発表した。

報告書によると、海賊版サイトのうち日本の出版物（漫画、小説など）を掲載している913サイトを対象に調査を実施。その結果、123か国・地域から計28億回のアクセスがあり、総滞在時間は7億時間に上った。

30分間滞在するとコミックス（単行本）1冊分（500円）が読まれたとみなして試算した。それによると、「ただ読み」の被害額は7048億円（14億冊分）と推計。年換算で8.5兆円に達し、昨年1年間の日本のコミック市場（販売額7043億円、出版科学研究所調べ）の12倍に相当するとしている。



世界の特許出願件数 過去最高を更新

■WIPO■

世界知的所有権機関 (WIPO) は、「世界知的財産指標報告書2025」を発表した。

報告書によると、2024年の世界の特許出願件数は約372万件と前年より4.9%増え、過去最高を更新した。中国やインドの出願件数が大幅に増加し、全体を押し上げた。

国別の出願件数では、中国が約180万件（前年比9.3%増）で世界1位を維持。次いで米国（501,831件）、日本（419,132件）、韓国（295,722件）、ドイ

ツ（133,485件）が続いた。インドは、6年連続で2桁成長を達成し、2024年は19.1%増となった。

技術分野では、「コンピューター技術」が最も多く、全体の13.2%を占めた。次いで多かったのは電気機器、計測技術、デジタル通信、医療技術だった。

24年の世界の商標出願総数は約1522万件で前年比0.1%の微減。24年の世界の意匠出願件数は2.2%増の約156万件となった。

	2023	2024	増減率 (%) 2023-2024年
特 許	3,552,300	3,725,000	+4.9
商 標	15,249,060	15,228,300	-0.1
意 匠	1,525,600	1,559,400	+2.2

出典：「世界知的財産指標2025」（WIPO）

審 決 紹 介

本願商標「味太郎」は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2025-7853、令和7年9月24日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年11月14日に登録出願された商標2023-126648に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願（分割出願）として、同6年10月29日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年12月12日付：拒絶理由通知書
- 令和7年1月21日：意見書の提出
- 令和7年3月28日付：拒絶査定
- 令和7年5月21日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「味太郎」の文字を標準文字で表してなり、第31類「野菜（「茶の葉」及び「枝豆」を除く）、種まき用の種子、その他の種子類」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「味太郎」の文字を標準文字で表してなり、これは、種苗法に基づき「Cucurbita L.（和名：カボチャ属）」の品種名として登録されていた名称（品種登録第10374号）と同一のものである。

そうすると、本願商標をその指定商品中の「味太郎品種の商品」に使用しても、これに接する取引者、需要者は、それが「味太郎品種の商品」であることを認識することとなるから、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標というのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、「味太郎品種の商品」以外の商品に使用するときは、商品の品質の誤認を生じるおそれがあるので、商標法第4条第1項第16号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「味太郎」の文字を標準文字で表してなり、原審説示のとおり、「味太郎」は、種苗法による品種登録を受けた品種の名称（以下「品種の名称」という。）であった事実が認められる。

しかしながら、原審提示の情報にあるように、当該品種登録に係る育成者権は、2005年7月12日に消滅している。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う分野において、「味太郎」の文字が、上述の品種の名称を表示するものとして、一般的に使用されているというべき事実を発見することはできず、そのほか、本願商標に接する取引者、需要者が、それを商品の品質の表示であると理解するというべき事実を発見することもできなかった。

以上のことからすれば、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質を表示するものとはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるものということもできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「宇宙水道局」は、商標法第4条第1項第6号及び同項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2025-8955、令和7年9月29日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和6年5月22日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年11月13日付：拒絶理由通知書
- 令和6年12月24日付：意見書
- 令和7年3月6日付：拒絶査定
- 令和7年6月10日：審判請求書

2 本願商標

本願商標は、「宇宙水道局」の文字を標準文字で表してなり、第37類及び第42類に属する別掲（※記載省略）の要旨の指定役務として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

- (1) 第4条第1項第6号について

本願商標は、「宇宙水道局」の文字を標準文字で表してなり、その構成中「水道局」（以下「引用標章」という。）の文字は、水道水の供給や水道整備・管理を所掌する地方公共団体等における行政の局の名称として一般に使用されているものである。また、昨今、我が国においては、宇宙基本法に基づき、宇宙開発利用に関する施策（宇宙政策）が進められているところ、上下水道に係る政策・事業に関する所掌事務を行う国土交通省においても、気象観測、測量、航空管制などの所掌業務を遂行する上で宇宙を利用するとともに、準天頂衛星に関する高精度測位補正技術開発を行うなどの宇宙政策が進められている事実が見受けられる。

そうすると、「宇宙水道局」の文字から構成される本願商標は、全体として、国若しくは地方公共団体の機関又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標準であって著名なものと類似する商標というのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。

(2) 第4条第1項第7号について

本願商標は、「宇宙水道局」の文字を標準文字で表してなり、その構成中「水道局」の文字は、水道水の供給や水道整備・管理を所掌する地方公共団体等における行政の局の名称として一般に使用されているものである。

また、昨今、我が国においては、宇宙基本法に基づき、宇宙開発利用に関する施策（宇宙政策）が進められているところ、上下水道にかかる政策・事業に関する所掌事務を行う国土交通省においても、気象観測、測量、航空管制などの所掌業務を遂行する上で宇宙を利用するとともに、準天頂衛星に関する高精度測位補正技術開発を行うなどの宇宙政策が進められている事実が見受けられる。

そうすると、「宇宙水道局」の文字から構成される本願商標を一人である出願人が自己の商標として採択し、使用することは、社会公共の利益を害するおそれがあるものであって、公の秩序を害するおそれがあるものというのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。

4 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、「宇宙水道局」の文字を標準文字で表してなり、その構成中「宇宙」「水道」及び「局」の文字が、それぞれ「すべての天体を含む空間。また特に、地球の周囲の外」、 「上または下水を引く道。上水道・下水道の総称」及び「役所などの事務の一区画。また、その一区分をささる所」の意味を有する語（「広辞苑第七版」岩波書店参照）であるとしても、これらを結合した構成文字全体から、何らかの特定の意味合いが想起されるとはいえない。

そして、本願商標の構成文字は、同書同条等開闢とまよりよく一体的に表されており、かかる構成においては、いずれかの文字部分が独立して、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的印象を与えるものではなく、また、本願商標の構成全体から生じる「ウチュースイドキョク」の称呼も、無理なく一連に称し得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成全体をもって、特定の意味合いを有しない一種の造語として理解されるものである。

(2) 第4条第1項第6号について

本願商標は、上記(1)のとおり、その構成全体をもって、特定の意味合いを有しない一種の造語として理解されるものであるから、本願商標に接する取引者、需要者が、その構成中の「水道局」の文字部分のみに着目し、これを独立した識別標識として認識するとはいえない。

そうすると、本願商標は、その構成中に「水道局」の文字を有するとしても、本願商標と引用標章とは、全体として異なる語を表してなりと容易に理解できるものであって、本願商標をその指定役務に使用しても、引用標章との間でその出所の混同を生じるおそれはないから、同一又は類似するものとはいえない。

したがって、本願商標は、国若しくは地方公共団体の機関又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標準であって著名なものと類似する商標ではないから、商標法第4条第1項第6号には該当しない。

(3) 第4条第1項第7号について

本願商標は、上記(1)のとおり、その構成全体をもって、特定の意味合いを有しない一種の造語として理解されるものであるから、これを一人である出願人が自己の商標として採択し、使用しても、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものとはいえない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当しない。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、本願商標が商標法第4条第1項第6号及び同項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和41(1966)年	商標登録第 705604号～第 708796号
〃 51(1976)年	商標登録第1197804号～第1202699号
〃 61(1986)年	商標登録第1859605号～第1866791号
平成 8(1996)年	商標登録第2713751号～第2714297号
平成 8(1996)年	商標登録第3151104号～第3162195号
平成18(2006)年	商標登録第4949778号～第4956733号
平成28(2016)年	商標登録第5847554号～第5854588号

各年の5月1日～5月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和5年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なのは12月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年9月分	27,092	14,541
前 年 比	97%	117%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。